

令和 2 年 3 月 19 日

郡 市 医 師 会
担 当 理 事 殿

神 奈 川 県 医 師 会
理 事 田 村 哲 郎

**新型コロナウイルス感染症に係る消防機関と保健所等との
連絡体制の構築等について**

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記の件について、日本医師会常任理事より別添のとおり通知がありました。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上は、都道府県知事(保健所設置市・区長)が、入院を勧告した新型コロナウイルス感染症の患者または入院させた患者の医療機関までの移送を行うこととなりますが、総務省消防庁は、厚生労働省からの要請を受け、保健所に対応できない場合は、消防機関も協力することとしております。

その上で、本通知では、消防機関は患者を移送することとなった場合の移送先医療機関の決定等に困難が生じることのないよう、あらかじめ保健所等との密な情報共有、連絡体制の構築に努めることが求められており、その先行取組事例等も紹介されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、関係機関との協力等についてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

地域保健課 担当：石渡

横浜市中区富士見町 3-1

TEL:045(241)7000 FAX:045(241)1464

E-mail: r-ishiwata@kanagawa.med.or.jp